

## 令和7年5月国見町教育委員会定例会議事日程

令和7年5月16日  
午後6時00分開議

- 第 1 会議録署名委員の指名 (2番委員 3番委員)
- 第 2 会期の決定 (1日間)
- 第 3 会議録の承認
- 第 4 教育長報告
- 第 5 議案第1号 国見町体育施設管理規則の一部を改正する教育委員会規則について
- 第 6 議案第2号 国見町いじめ問題専門委員会規則について
- 第 7 議案第3号 令和7年度国見町一般会計補正予算(第 号)(教育費)に対する意見について
- 第 8 議案第4号 国見町教育支援委員会委員及び国見町教育支援委員会専門委員の任命について
- 第 9 議案第5号 国見町給食センター運営委員会委員の委嘱について
- 第 10 協議・報告

### 【報告事項】

- 1 専決処分の報告について(国見町社会教育委員の委嘱)
  - 2 専決処分の報告について(国見町図書館協議会委員の委嘱)
  - 3 専決処分の報告について(国見町学校運営協議会委員の委嘱)
  - 4 専決処分の報告について(国見町地域学校協働本部運営委員会委員の委嘱)
  - 5 教育総務課
  - 6 生涯学習課
  - 7 その他
    - (1) 教育ビジョン2021改訂について
    - (2) 6月教育委員会
- 日時：6月20日（金）10:00  
場所：国見小学校

(3) 11月教育委員会の日程変更について

変更前 11月 14日（金）10：00 <にみ幼稚園

変更後 11月 7日（金） // //

(4) 当面の予定

- 令和7年度市町村教育委員会連絡協議会伊達支会研修会・総会・懇親会

日時：5月27日（火）14:40

場所：桑折町屋内温水プール・多目的スタジオ「イコーゼ」ほか

- 令和7年度東北六県市町村教育委員会連合会教育委員・教育長研修会

【視察研修】日時：7月10日（木）14：00～16：00

場所：東日本大震災・原子力災害伝承館他

【研修会】日時：7月11日（金）9：30～12：30

場所：いわき芸術文化交流館（いわきアリオス）

※申し込み期限 5月30日（金）

五番 石幡良子 教育長

一番 高橋幸子 委員

三番 中村裕美 委員

二番 志村裕美 委員

四番 菊地貴雄 委員

小野

生涯學習課長  
笑子

丹治

指導主任  
光夫

佐藤

教育施設課課長  
智宏

蓬田

生涯教育係長  
祐子

宍戸

次長兼教育總務課長  
浩寿

八島

主幹兼總務係長  
章

傍聴席

# 令和7年4月国見町教育委員会定例会 会議録

1. 招集日時 令和7年4月11日（金） 午後6時
2. 招集場所 観月台文化センター
3. 出席委員
  - 1番委員 高橋 幸子（教育長職務代理者）
  - 2番委員 志村 裕美
  - 3番委員 中村 裕美
  - 4番委員 菊地 貴雄
  - 5番委員 石幡 良子（教育長）
4. 説明のため出席
  - 次長兼教育総務課長 宮戸 浩寿
  - 教育施設課長 佐藤 智宏
  - 生涯学習課長 小野 笑子
  - 企画調整課主査 大栗 行貴
5. 書記
  - 主幹兼総務係長 八島 章
  - こども教育係長 蓬田 裕子
  - 指導主事 丹治 光夫
6. 傍聴者 なし
7. 開会 午後6時00分
8. 教育長あいさつ
9. 会議の成立 教育長が、教育委員全員の出席であり、会議が成立していることを宣言した。
10. 会議録署名委員 会議録の署名委員について、1番高橋幸子委員、4番菊地貴雄委員を教育長が指名した。
11. 会期の決定 教育長が会期を諮り、本日1日とすることを決定した。
12. 会議録の承認 事務局より3月定例会会議録の概要について説明し、異議なく承認された。
13. 教育長職務代理者及び教育長報告
  - (1) 教育長職務代理者出席会議等について  
教育長職務代理者出席会議等について、別紙のとおり報告した。
  - (2) 教育長出席会議等について  
教育長の出席会議等について、別紙のとおり報告した。
  - (3) 3月議会定例会について  
次長兼教育総務課長より、3月議会定例会及び令和7年度予算のポイントについて報告した。  
各課長より、令和7年度国見町当初予算重点事業について、別紙のとおり報告した。
  - (4) その他  
特になし
14. 協議・報告  
【報告事項】

(1) 事務分掌・事務執行計画について

教育総務課長より、別紙資料に基づき報告した。

(2) 令和7年度国見町教育委員会重点取組事項について

指導主事より、別紙資料に基づき報告した。

なお、各委員からの主な意見は次のとおり。

高橋委員 読書活動の充実について、小学校では4から6の付く日を「家読の日」として、それを今年は中学校でもということだが、以前から言われているが、なかなか家読が徹底しているかないように見える。中学校で「家読の日」を設定するうえで、もっと具体的に家読を進めていきますというようななかがあればいいと思った。

指導主事 小学校で4から6の付く日は家読の日とされていたので、中学校の方でも同じように進めていく。図書室に行き、まずは好きな本からというように取り組めるよう、お話をさせていただいているところだ。前日の3日の給食時間あたりに、家読の日ということを生徒会や図書委員等が周知させるような取り組みを行うようにしていた。

(3) 第2期国見町歴史的風致維持向上計画策定について

企画調整課地域振興係大栗主査より、別紙資料に基づき報告した。

(4) 第3期国見町子ども・子育て支援事業計画策定について

教育総務課長より、別紙資料に基づき報告した。

(5) 教育総務課報告

①令和7年度保育所・幼稚園・小中学校等子ど�数について

令和7年4月1日現在の保・幼・小・中の子どもの数について、別紙のとおり報告した。

②幼稚園・小中学校の入学式等について

幼稚園の入園式、小中学校の入学式について、別紙のとおり報告した。

(6) 教育施設課報告

①子どもクラブ児童数について

令和7年度の子どもクラブ児童数について、別紙のとおり報告した。

(7) 生涯学習課報告

①青少年育成町民会議について

3月24日に行われた「奨励金交付」について、別紙のとおり報告した。

②図書館事業について

「図書館利用状況」「図書管理システム導入」について、別紙のとおり報告した。

③施設管理について

施設利用状況について、別紙のとおり報告した。

④今後の予定について

今後開催予定の事業日程について、別紙のとおり報告した。

なお、各委員からの主な意見は次のとおり。

志村委員 地域学校協働本部事業の高校入試対策講座は、3年生対象で通年を通して対策講座を行うということか。

生涯学習課長 そのとおりです。

志村委員 放課後塾ハルの中學部の振り分けは。

生涯学習課長 放課後塾ハルの中學部については、1年生2年生のみとなる。

おととしまでは3年生までだったが、昨年から1年生2年生対象となっている。

中村委員 ももたんスポーツクラブについて。以前は人の集まりがよくなかったということだったが、教室の内容は変わっていなくても人は集まつたのか。

生涯学習課長 令和6年度については、最終的に3月末には60名程度の会員が集まつた。

目標は100名だが、1年目にしてはまずまずだったと思っている。また、後期の9月以降の講座で、設立前に実施したアンケート調査1位だったバトミントン教室については、講師が見つかったため実施することができた。その結果小学生や保護者の方に会員となつていただくことができ、結果後半伸びたという形になつていて。

#### (8) その他

①令和7年5月教育委員会は、5月16日（金）午後6時より観月台文化センターで開催予定

②当面の予定

・令和7年度市町村教育委員会連絡協議会伊達支会 役員会・監査

4月23日（火）午前9時45分より伊達市役所で開催予定

・令和7年度市町村教育委員会連絡協議会 定期総会

5月8日（木）午前10時30分より福島テルサで開催予定

15. 閉 会 午後7時7分

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

令和7年4月11日

議事録署名人

1番委員 \_\_\_\_\_

4番委員 \_\_\_\_\_

会議書記

主幹兼総務係長 \_\_\_\_\_

# 令和7年5月定例会教育長事務報告

## 教育長報告事項等

### (1) 教育長出席会議等について

① 教育委員会定例会	4月11日（金）
② 国見町体育協会総会	4月12日（土）
③ 福梁製作所訪問	4月15日（火）
④ 県教育長等挨拶	4月17日（木）
⑤ 国見町ミニティクラブ運営委員会	4月17日（火）
⑥ くにみ観月台カレッジ開講式	4月18日（金）
⑦ 内谷春日神社例大祭・太々神楽奉納	4月20日（日）
⑧ 議員懇談会	4月21日（月）
⑨ 国見町スポーツ少年団総会	4月21日（月）
⑩ 県市町村教育委員会連絡協議会伊達支会役員会	4月22日（火）
⑪ 第1回域内教育長会議	4月23日（水）
⑫ 伊達地区小中学校長会長來訪	4月24日（木）
⑬ JAふくしま未来いちご贈呈（くにみ幼稚園）	4月24日（木）
⑭ 福梁製作所図書券贈呈（国見小）	4月24日（木）
⑮ 町郷土史研究会総会	4月26日（土）
⑯ 国見町緑化推進委員会	4月28日（月）
⑰ 伊達地方消防組合來訪	4月28日（月）
⑱ 移動図書館運営委員会	4月30日（水）
⑲ 国見町駅伝競走部総会	5月10日（土）
⑳ 少年仲間づくり教室開講式	5月10日（土）
21 福島県退職公務員連盟伊達支会定期総会・研究大会	5月11日（日）
22 ももの里コンサート	5月11日（日）
23 全国町村教育長会第67回定期総会（東京）	5月13日（火） ～14日（水）
24 学校警察連絡協議会	5月15日（木）
25 CS委員会・地域学校協働本部運営委員会	5月15日（木）
26 図書館協議会	5月15日（木）
27 歴まちP.T	5月16日（金）

### (2) その他

## 議案第1号

### 国見町体育施設管理規則の一部を改正する教育委員会規則

国見町体育施設管理規則(昭和 60 年国見町教育委員会規則第 1 号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

月曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日。）、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
--	-----------------------

」

を

「

月曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日。）、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで	午前 9 時から午後 9 時 30 分まで
--	-----------------------

備考 この規定は中学校で使用する場合を除く。

」

に改める。

### 附 則

この規則は、令和 7 年 5 月 16 日から施行する。

令和 7 年 5 月 16 日提出

国見町教育委員会教育長 石幡 良子

国見町体育施設管理規則新旧対照表

改正前	改正後								
別表(第7条関係)	別表(第7条関係)								
1 総合運動場 (表は省略)	1 総合運動場 (表は省略)								
2 テニスコート	2 テニスコート								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用できない日</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日 (ただし、その日が国民の祝日にに関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日 (以下 '休日' という。)に当たるときは、その翌日。)、 12月29日から翌年1月3日まで</td> <td>午前9時 から午後 9時30分 まで</td> </tr> </tbody> </table>	使用できない日	使用時間	月曜日 (ただし、その日が国民の祝日にに関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日 (以下 '休日' という。)に当たるときは、その翌日。)、 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時 から午後 9時30分 まで	<table border="1"> <thead> <tr> <th>使用できない日</th> <th>使用時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月曜日 (ただし、その日が国民の祝日にに関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日 (以下 '休日' という。)に当たるときは、その翌日。)、 12月29日から翌年1月3日まで</td> <td>午前9時 から午後 9時30分 まで</td> </tr> </tbody> </table>	使用できない日	使用時間	月曜日 (ただし、その日が国民の祝日にに関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日 (以下 '休日' という。)に当たるときは、その翌日。)、 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時 から午後 9時30分 まで
使用できない日	使用時間								
月曜日 (ただし、その日が国民の祝日にに関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日 (以下 '休日' という。)に当たるときは、その翌日。)、 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時 から午後 9時30分 まで								
使用できない日	使用時間								
月曜日 (ただし、その日が国民の祝日にに関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日 (以下 '休日' という。)に当たるときは、その翌日。)、 12月29日から翌年1月3日まで	午前9時 から午後 9時30分 まで								
3 プール (表は省略)	備考 この規定は、中学校で使用する場合を除く。 3 プール (表は省略)								
4 上野台体育館 (表は省略)	4 上野台体育館 (表は省略)								
5 グリーンアリーナ923 (表は省略)	5 グリーンアリーナ923 (表は省略)								
6 柏葉体育館 (表は省略)	6 柏葉体育館 (表は省略)								
7 森江野第2体育館 (表は省略)	7 森江野第2体育館 (表は省略)								

## ○国見町体育施設管理規則

(昭和 60 年 3 月 15 日教育委員会規則第 1 号)

改正 昭和 60 年 7 月 12 日教育委員会規則第 5 号	平成 8 年 3 月 14 日規則第 2 号
平成 14 年 3 月 26 日規則第 5 号	平成 15 年 3 月 20 日規則第 3 号
平成 15 年 12 月 16 日規則第 15 号	平成 21 年 9 月 25 日規則第 12 号
令和 2 年 4 月 1 日教育委員会規則第 5 号	令和 4 年 1 月 1 日規則第 22 号
令和 4 年 4 月 1 日規則第 45 号	令和 6 年 6 月 17 日規則第 25 号
--年--月--日教育委員会規則第--号	

### (趣旨)

第 1 条 この規則は、国見町体育施設条例（昭和 60 年国見町条例第 2 号。以下「条例」という。）第 14 条の規定に基づき、国見町体育施設（以下「体育施設」という。）の管理に必要な事項を定めるものとする。

### (使用手続)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の許可を受けようとする者は、体育施設を使用しようとする日の 5 日前までに使用許可申請書（第 1 号様式）を町長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、条例第 3 条第 1 項の許可を受けた者が、体育施設を使用しようとする日が荒天等により使用できない場合の体育施設の変更については、この限りではない。

2 前項の場合において、許可を受けようとする者が個人使用に係る許可を受けようとする者であるときは、前項の規定にかかわらず、使用しようとする日までに口頭により申請して許可を受けることができる。

### (使用許可書の交付)

第 3 条 町長は、使用許可したときは、使用許可書（第 2 号様式）を交付するものとする。ただし、第 2 条第 2 項については、この限りでない。

### (使用料の納入)

第 4 条 条例第 5 条に規定する使用料は、使用券（第 3 号様式）により納入することができる。

### (使用料の減免)

第 5 条 条例第 6 条に規定する使用料の減免は、次のとおりとする。

- (1) 町が主催又は共催する場合 全額
- (2) 町が後援する場合 100 分の 50 に相当する額
- (3) その他必要と認められる場合 別に定める基準により 100 分の 50 に相当する額又は全額

2 前項各号に係る減免の取扱いについては、別に定める。

### (使用許可の取消し等)

第 6 条 町長は、条例第 8 条の規定により使用の取消し等をするときは、使用許可取消（停止・条件変更）通知書（第 4 号様式）により、使用者に通知する。ただし、緊急を要すると認められる場合は、口頭でこれに代えることができる。

### (使用期間及び使用時間)

第7条 体育施設の使用期間及び使用時間は、別表のとおりとする。ただし、町長が認めるときは臨時に変更することができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。ただし、別表中、「2 テニスコート」の使用時間のうち、夜間の使用は、照明施設の供用開始の日から施行する。

#### 附 則(昭和60年7月12日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則(平成8年3月14日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中、「1 総合運動場」の規定は、平成8年4月1日から施行する。

#### 附 則(平成14年3月26日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表中、「4 多目的体育施設」の規定は、平成14年6月1日から施行する。

#### 附 則(平成15年3月20日規則第3号)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 国見勤労者体育センター管理規則（昭和59年国見町教育委員会規則第2号）は、廃止する。

#### 附 則(平成15年12月16日規則第15号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 国見勤労者総合スポーツ施設管理運営規則（平成8年国見町教育委員会規則第1号）は、廃止する。

#### 附 則(平成21年9月25日規則第12号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

#### 附 則(令和2年4月1日教育委員会規則第5号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

#### 附 則(令和4年1月1日規則第22号)

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

#### 附 則(令和4年4月1日規則第45号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年6月17日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和7年5月16日教育委員会規則第7号)

この規則は、令和7年5月16日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別表(第7条関係)

1 総合運動場

使用できない日	使用時間
12月29日から翌年1月3日まで	午前5時から午後9時まで

2 テニスコート

使用できない日	使用時間
月曜日（ただし、その日が国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日。）、12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで

備考 この規定は、中学校で使用する場合を除く。

3 プール

使用期間	使用時間
6月から9月までの間において、教育委員会が定める期間	午前9時30分から午後5時30分まで。ただし、教育委員会が定める期間は、午前9時30分から午後8時まで

備考

- 1 小学生以下は、保護者同伴とする。
- 2 中学生以下の夜間使用は、保護者同伴とする。
- 3 夜間の使用とは、午後6時から午後8時までとする。

4 上野台体育館

使用できない日	使用時間
月曜日（ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日。）、12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで

5 グリーンアリーナ923

使用できない日	使用時間
月曜日（ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日。）、12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで

6 柏葉体育館

使用できない日	使用時間
月曜日（ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日。）、12月29日から翌年1月3日まで	午前9時から午後9時30分まで

備考

- 1 この規定は、小中学校で使用する場合を除く。
- 2 特別な事由がない限り、小中学校での使用を優先する。

7 森江野第2体育館

使用できない日	使用時間
水曜日（ただし、その日が休日に当たるときは、その翌日）、12月28日から翌年1月4日まで	午前9時から午後9時30分まで

第1号様式(第2条関係)

使用許可申請書  
[別紙参照]

第2号様式(第3条関係)

使用許可書  
[別紙参照]

第3号様式(第4条関係)

使用券  
[別紙参照]

第4号様式(第6条関係)

使用許可取消（停止・条件変更）通知書  
[別紙参照]

議案第2号

○国見町いじめ問題専門委員会規則  
(令和7年5月16日教育委員会規則第8号)

(趣旨)

第1条 この規則は、国見町子どものいじめ防止条例（平成27年国見町条例第35号）第12条の規定に基づき、国見町いじめ問題対策専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 専門委員会は、委員7人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの発達、心理等について知識経験を有する者
- (2) いじめの防止等の取組に関し知識経験を有する者

- (3) 学識経験を有する者
  - (4) その他教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- (臨時委員)

第4条 いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）が発生した場合における調査に際し特に必要と認めるときは、専門委員会に、若干人の臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該重大事態に係る調査に必要な専門的知識を有すると認められる者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 臨時委員の任期は、委嘱の日から当該重大事態に係る調査が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 専門委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は、教育委員会が行う。

- 2 会議は、委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員等の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員等は、自己又は親族と直接の人的関係又は特別の利害関係を有する事件については、その議事に参与することができない。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則非公開とする。ただし、委員等の発議により、出席者の三分の二以上の多数で議決したときは、公開することができる。

(関係者の出席)

第8条 専門委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第9条 委員等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

- 2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年5月16日から施行する。

令和7年5月16日

国見町教育委員会教育長 石幡 良子

○国見町いじめ問題対策連絡協議会規則

(令和7年5月16日規則第一号)

(趣旨)

第1条 この規則は、国見町子どもの防止条例（平成27年国見町条例第35号）第1条の規定に基づき、国見町いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に所属する職員その他国見町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、必要と認める者のうちから町が委嘱する。

- (1) 学校（国見町立学校の教職員）
- (2) 教育委員会（国見町教育委員会事務局員）
- (3) 警察（福島北警察署の警察官等）
- (4) 児童相談所（福島県中央児童相談所職員）
- (5) 法務局（福島法務局職員又は人権擁護委員）
- (6) 保護者（P T A代表者）
- (7) 青少年育成団体（青少年育成団体代表者）
- (8) 行政機関（国見町関係課員）
- (9) その他関係機関

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第6条 会議は、原則非公開とする。ただし、委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、公開することができる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

この規則は、令和7年5月16日から施行する。

○国見町いじめ問題調査委員会規則

(令和7年5月16日規則第一号)

(趣旨)

第1条 この規則は、国見町子どものいじめ防止条例（平成27年国見町条例第35号）第13条の規定に基づき、国見町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから必要な都度、町長が委嘱する。

2 委員は、当該調査事案に係る調査が終了した場合又は当該調査事案につき自己若しくは親族と直接の人的関係若しくは特別の利害関係を有する場合は、解嘱されるものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 調査委員会に委員長及び副委員長を各1人置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、再調査委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調査委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、議長となる。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は、町長が行う。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の非公開)

第6条 会議は、原則非公開とする。ただし、委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、公開することができる。

(関係者の出席)

第7条 調査委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前条の規定により会議に出席した者は、会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が調査委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和7年5月16日から施行する。

## ○国見町子どものいじめ防止条例

(平成 27 年 12 月 14 日条例第 35 号)

子どもは、町の未来の希望であり、子どもが健やかに成長することは町民全ての願いである。いじめは、子どもの心身の健やかな成長を妨げるばかりか、今後の生き方にも深刻な影響を与えるおそれがある。

いじめのない町をつくるためには、幼児期から安心できる温かな環境の中で心豊かに育つよう家庭や学校等及び町や関係機関が力を合わせなければならない。また、いじめが発生しやすい成長期にあっては、多感な子どもたちの人間関係の中で、いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも、起こりうるという共通認識にたち、社会全体で取り組む必要がある。

こうした認識の下、全ての町民がいじめを許さない心を持ち、将来にわたって本町の子どもが安心して学び、健やかに成長することができる国見町を実現するため、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、町、学校等、保護者、町民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、いじめの未然防止及び解決を図るための基本的な事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) いじめ 子どもと一定の人間関係のある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった子どもが精神的又は肉体的な苦痛を感じるものを行う。
- (2) 子ども 小学生、中学生及び乳幼児を含めいじめ防止の対象と認めることが適当である者をいう。
- (3) 学校等 町立の保育所、幼稚園、小学校、中学校及び放課後児童クラブ等集団生活を行う組織等をいう。
- (4) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- (5) 町民 町内に居住する者又は町内に通勤し、又は通学する者をいう。
- (6) 事業者等 町内で事業活動又は公益的な活動を行う個人及び団体をいう。
- (7) 関係機関等 警察署、児童相談所など子どものいじめの問題の対応に関わる機関及び団体をいう。

### (基本理念)

第3条 子どもはいじめを行うことなく、互に相手を尊重しなければならない。

- 2 子どもはいじめのない社会で育つべきであり、いじめのない温かい環境の中で安心して生活ができるように支援されるべきである。町、学校等、保護者、町民及び事業者等はいじめが全ての子どもに関わる問題であるとの認識に立ち、子どもが安心して生活し学ぶことができる環境を整え、一人ひとりの尊厳を大切にし、互いに尊重し合う社会を実現するため、それぞれの責務を自覚し、主体的かつ相互に連携していじめの未然防止及び解決に取り組まなければならない。

(町の責務)

第4条 町は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、学校等、保護者、町民、事業者等及び関係機関等と協力し、子どもをいじめから守るために必要な施策を講じなければならない。

(学校の責務)

第5条 学校等は、基本理念に基づき、町、保護者、町民、事業者等及び関係機関等と連携していじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）に関する取り組みを推進しなければならない。

- 2 学校等は、いじめの防止等に組織的に取り組むため、校内における体制を整えるとともに、子どもが安心して相談できる環境を整えなければならない。
- 3 学校等は、いじめを認知した場合は、速やかに事態を把握し対応に当たるとともに、事実関係を町教育委員会に報告し、町及び保護者、必要に応じて事業者等及び関係機関等と連携して解決に当たらなければならない。
- 4 学校等は、保護者及び地域社会に対して、個人情報の取り扱い等に十分に配慮し、必要に応じていじめの現状及び対策に関する情報を提供するものとする。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子どもと向き合う時間を作り、子どもの主体性を大切にするとともに、子どもの成長や発達に応じて適切に支援し、子どもが心身ともに安心して過ごすことができるよう温かい家庭を築くよう努めなければならない。

- 2 保護者は、いじめを正しく認識し、子どもに対していじめは許されない行為であることを十分に理解させなければならない。
- 3 保護者は、町及び学校等が行ういじめの防止等に関する取組に協力するよう努めなければならない。

(町民及び事業者等の責務)

第7条 町民及び事業者等は、基本理念に基づき、地域において子どもの見守り等を行うことにより、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

- 2 町民及び事業者等は、いじめを発見した場合は、速やかに町、学校等又は関係機関等に情報を提供するよう努めるものとする。

(地域社会の協力)

第8条 地域社会は、子どもに対する見守りや声かけを行うほか、それぞれの活動や行事を通じて、子どもの健全育成に協力するものとする。

(いじめ防止基本方針の策定)

第9条 町は、法第12条の規定により国見町いじめ防止基本方針を策定するとともに、必要に応じて見直しを図るものとする。

2 小学校、中学校は、法第13条の規定により学校いじめ防止基本方針を策定するとともに、必要に応じて見直しを図らなければならない。

(学校いじめ防止対策委員会)

第10条 小学校及び中学校は、法第22条の規定によりいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため学校いじめ防止対策委員会を置かなければならない。

2 町は、小学校及び中学校に学校いじめ防止対策委員会の設置を促進し、実効的な支援を行うものとする。

(いじめ問題対策連絡協議会)

第11条 町は、法第14条の規定により、いじめ防止等に関する機関及び関係団体の連携を図るため、学校等、町教育委員会、青少年育成団体、福島県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置く。

(国見町いじめ問題専門委員会)

第12条 町教育委員会は、いじめの防止等に関する施策、取組等について検証を行うとともに、法第28条第1項に規定する重大事態の調査、審査、調整及び助言を行うため、法第14条第3項に規定する附属機関として国見町いじめ問題専門委員会を置く。

(国見町いじめ問題調査委員会)

第13条 町長は、法第30条第2項に規定する調査を行うため、附属機関として国見町いじめ問題調査委員会を置く。

2 町は、いじめ問題調査委員会において調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

(是正及び支援措置)

第14条 町は、いじめ問題調査委員会等の結果及び助言を受け、関係者に対して是正の要請又は必要な支援を行うことができる。

(個人情報の取り扱い)

第15条 町は、この条例の施行にあたって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期すものとし、当該個人情報を業務の遂行以外に用いてはならない。

2 いじめに関する通報、相談等に關係した者及び委員等關係者は、正当な理由なく職務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

(委任)

第16条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める

## 附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○国見町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱

(平成 27 年 4 月 1 日教育委員会告示第 5 号)

改正 平成 28 年 5 月 16 日教育委員会告示第 2 号

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 国見町いじめ問題対策連絡協議会(第 2 条－第 9 条)
- 第 3 章 国見町いじめ問題専門委員会(第 10 条－第 16 条)
- 第 4 章 国見町いじめ問題調査委員会(第 17 条－第 19 条)
- 第 5 章 雜則(第 20 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、国見町子どものいじめ防止条例（平成 27 年国見町条例第 35 号。以下「条例」という。）の規定に基づき国見町が設置する国見町いじめ問題対策連絡協議会その他の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 国見町いじめ問題対策連絡協議会  
(設置)

第 2 条 条例第 11 条の規定に基づき、国見町いじめ問題対策連絡協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 3 条 協議会は、条例第 11 条に規定するいじめの防止等に関する機関及び団体の連携の推進に関し必要な事項を協議するとともに、当該機関及び団体相互の連絡調整を図るものとする。

(組織)

第 4 条 協議会は、委員 15 名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる機関に所属する職員その他国見町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校（国見町立学校の教職員）
- (2) 教育委員会（国見町教育委員会事務局員）
- (3) 警察（福島北警察署の警察官等）
- (4) 児童相談所（福島県中央児童相談所職員）
- (5) 法務局（福島法務局職員又は人権擁護委員）
- (6) 保護者（P T A 代表者）
- (7) 青少年育成団体（青少年育成団体代表者）
- (8) 行政機関（国見町関係課員）
- (9) その他関係機関

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第6条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。

4 会長は、協議会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集する。ただし、会長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

第3章 国見町いじめ問題専門委員会

(設置)

第10条 条例第12条の規定に基づき、国見町いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第11条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、法第1条に規定するいじめの防止等のための対策その他教育委員会が必要と認める事項について調査研究し、答申し、又は意見を具申する。

2 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じて、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係の調査等を行う。

(組織)

第12条 専門委員会は、委員7名以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。

(臨時委員)

第13条 教育委員会は、専門委員会に特別の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときまでとする。

(委員長等)

第14条 専門委員会に委員長を置く。

2 委員長は、会員の互選によって定める。

3 委員長は、専門委員会を代表し、会務を統括し、会議の議長となる。

4 委員長はあらかじめ副委員長を指名する。

5 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 専門委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 専門委員会は、委員（特別の事項を調査、審議する場合にあっては、そのために置かれた臨時委員を含む。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(準用)

第16条 第5条、第8条及び第9条の規定は、専門委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。

#### 第4章 国見町いじめ問題調査委員会

(設置)

第17条 条例第13条の規定に基づき、国見町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第18条 調査委員会は、町長の諮問に応じて、条例第12条の規定による調査の結果について調査・審議し、答申し、又は意見を具申する。

(準用)

第19条 第5条、第8条、第9条及び第12条から第15条までの規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第8条中「会長」とあるのは「委員長」と、第9条中「教育委員会事務局」とあるのは「総務課」と、第12条第2項、第13条第1項及び2項並びに第15条第1項ただし書中「教育委員会」とあるのは「町長」と読み替えるものとする。

#### 第5章 雜則

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、協議会又は専門委員会若しくは調査委員会の運営に関する必要な事項は、会長又は委員長がそれぞれ協議会又は専門委員会若しくは調査委員会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

## 附 則(平成 28 年 5 月 16 日教育委員会告示第 2 号)

この教育委員会告示は、公布の日から施行し、改正後の国見町いじめ問題対策連絡協議会等設置要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

議案第3号

令和7年度国見町一般会計補正予算（第 号）（教育費）に対する意見について

教育長に対する事務委任規則（平成 20 年教育委員会規則第 2 号）第 1 条第 11 号の規定により、令和7年度国見町一般会計補正予算（第 号）（教育費）について意見を求める。

令和7年5月 16 日提出

国見町教育委員会教育長 石幡 良子

議案第4号

国見町教育支援委員会委員及び国見町教育支援委員会専門委員の任命について

国見町教育支援委員会条例（令和5年国見町条例第3号）第3条第1項及び第6条第2項の規定により、国見町教育支援委員会委員及び国見町教育支援委員会専門委員を下記のとおり任命する。

令和7年5月16日提出

国見町教育委員会教育長 石幡 良子

記

【国見町教育支援委員会委員】

任期：令和7年5月20日～令和9年3月31日

氏名	職名	住所
平野 真実子	県立だて支援学校教諭	
伊藤 美佳子	県中央児童相談所児童福祉司	
宍戸 美穂	国見町福祉課主任保健師	
一條 侑加	国見町福祉課子ども家庭支援員	
五十嵐 隆之	国見小学校長	
小笠原 洋美	国見小学校教諭	
金子 雄樹	県北中学校長	
大和田 和子	県北中学校教諭	
阿部 雅好	くにみ幼稚園長	
中田 千尋	くにみ幼稚園専門教諭	

【国見町教育支援委員会専門委員】

任期：令和7年5月20日～令和9年3月31日

氏名	職名	住所
星野 仁彦	福島学院大学名誉教授	[REDACTED]
大西 周子	公立藤田総合病院小児科長	[REDACTED]
宍戸 美穂	国見町福祉課主任保健師	[REDACTED]
一條 侑加	国見町福祉課子ども家庭支援員	[REDACTED]
五十嵐 隆之	国見小学校長	[REDACTED]
金子 雄樹	県北中学校長	[REDACTED]
阿部 雅好	くにみ幼稚園長	[REDACTED]

議案第5号

国見町給食センター運営委員会委員の委嘱について

国見町給食センター設置条例（平成12年国見町条例第15号）第4条第1項及び第2項の規定により、国見町給食センター運営委員会委員を下記のとおり委嘱する。

令和7年5月16日提出

国見町教育委員会教育長 石幡 良子

記

任期：令和7年5月23日～令和9年3月31日

氏名	職名	住所
五十嵐 隆之	国見小学校校長	[REDACTED]
金子 雄樹	県北中学校校長	[REDACTED]
半澤 めぐみ	国見小学校PTA副会長	[REDACTED]
佐藤 聖子	県北中学校PTA庶務	[REDACTED]
金澤 幸恵	くにみ幼稚園PTA副会長	[REDACTED]
土屋 久美	福島県立医科大学栄養技師	[REDACTED]
石井 咲絵	ほけん課副主任栄養士	[REDACTED]

## 【報告事項】

1 専決処分の報告について（国見町社会教育委員の委嘱） 【資料編 P1】

2 専決処分の報告について（国見町図書館協議会委員の委嘱） 【資料編 P2】

3 専決処分の報告について（国見町学校運営協議会委員の委嘱） 【資料編 P3～4】

4 専決処分の報告について（国見町地域学校協働本部運営委員会委員の委嘱）  
【資料編 P5】

## 5 教育総務課

### (1) 国見小学校へ図書券贈呈

- ① 日 時 4月24日(木)
- ② 内 容 (株)福梁製作所から国見小学校へ  
図書券(10万円)を贈呈



### (2) くにみ幼稚園へいちご贈呈

- ① 日 時 4月24日(木)
- ② 内 容 ふくしま未来農業協同組合から  
園児にいちごを贈呈



### (3) くにみ幼稚園自然保育

- ① 日 時 5月1日(木)
- ② 場 所 半田山自然公園
- ③ 内 容 郡山女子短大柴田卓准教授の指導による植物や生き物に関する  
自然体験
- ④ 参加者 くにみ幼稚園 年長児



## 6 生涯学習課

### (1) 地域学校協働本部事業

#### ① 公営塾「高校入試対策講座」

- ア) 日 時 4月30日(水)～2月20日(金)  
イ) 場 所 県北中、柏葉体育館ほか  
ウ) 内 容 高校入試受験に向けた5教科  
週1回の講座、集中学習講座  
新教研テストと振り返り学習  
エ) 参加者 27人



#### ② 少年仲間づくり教室開講式

- ア) 日 時 5月10日(土)  
イ) 場 所 文化センター大研修室・ホール  
ウ) 内 容 年間学習計画、自己紹介、  
レクリエーション活動  
(ヒューマンサッカーなど)  
エ) 講 師 国見町レクリエーション協会  
オ) 参加者 教室生59人中49人



#### ③ 国見小学校農業体験「田植え」

- ア) 日 時 5月14日(水)  
イ) 場 所 山崎字小林地内の学校田  
ウ) 内 容 小坂アグリ(株)、伊達普及所、  
国見営農センターの協力により  
田植え(天のつぶ)を体験  
エ) 参加者 国見小学校5年生40人



#### ④ 英検対策講座

- ア) 日 時 5月10日(土)、17日(土)  
イ) 場 所 観月台文化センター  
ウ) 内 容 中学生対象英検対策講座  
講師 元教員、大学生  
エ) 参加者 8人(3級・5級)



## (2) ベーゼンドルファー春の特別試弾会

- ① 日 時 4月30日(水)、5月1日(木)
- ② 場 所 文化センターホール
- ③ 内 容 ベーゼンドルファーの試弾
- ④ 参加者 16組



## (3) くにみ観月台カレッジ開講式

- ① 日 時 4月18日(金)
- ② 場 所 文化センターホール
- ③ 内 容 年間学習計画説明  
記念講演  
「健康寿命を延ばすための  
日常生活の運動習慣について」  
講師 福島県立医科大学  
特任教授 高橋仁美さん
- ④ 参加者 受講生 206人中 139人



## (4) 町長杯スポーツ大会開催

- ① 日 時 4月27日(日) ~5月25日(日)
- ② 場 所 上野台運動公園総合運動場ほか
- ③ 内 容 軟式野球など 12競技  
6月3日(火)総合閉会式・表彰式  
を予定



## (5) 今後の予定

月日	時間	行事	場所
5/24(土)	9:30	国見っ子わんぱく広場開所式	国見小学校体育館
5/28(水)	14:15	国見町青少年育成町民会議役員会	文化センター大研修室
	15:00	// 総会	文化センターホール
5/30(金)	10:00	くにみ観月台カレッジ全体学習 「交通安全教室」	文化センターホール

5/30(金)	19:00	青少年町民会議奨励金交付	文化センター大研修室
6/1(日) 6/15(日)	9:30	町民講座「陶芸教室」	文化センター陶芸室ほか
6/3(火)	19:00	町長杯スポーツ大会 総合閉会式・表彰式	文化センターホール
6/7(土)	8:00	町民ハイキング「裏磐梯五色沼」	北塩原村
6/7(土)	9:30	国見っ子わんぱく広場「忍者ランド」	国見小体育館
6/7(土)	9:30	子ども司書講座開講式	文化センター第一会議室
6/8(日)	9:30	少年仲間づくり教室「サッカー」	上野台運動公園総合運動場
6/18(水)	13:30	大人の文学講座 「漂泊の詩人 石川啄木」	文化センター大研修室
6/21(土)	14:00	木管五重奏 「クインテッドアッシュ」 コンサート	文化センターホール
6/24(火)	10:20	キッズシアター 「ハベル不思議な国のモモト」	文化センターホール

## 専決処分の報告について

教育長に対する事務委任規則（平成20年教育委員会規程第2号）第5条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月16日

国見町教育委員会教育長 石幡 良子

## 国見町社会教育委員の委嘱について

国見町社会教育委員設置条例（昭和29年国見町条例第23号）第1条第2項及び第2条第1項の規定により、国見町社会教育委員を下記のとおり委嘱した。

記

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

氏名	職名	住所
五十嵐隆之	町校長会長 国見小学校長	
金子 雄樹	県北中学校長	
安田 節子	町婦人会連絡協議会長	
鴨田 忠幸	町文化団体連絡協議会長	
安藤 典夫	町寿クラブ連合会会長	
原田 武重	町体育協会会長	
紺野 由美	町P T A連絡協議会長	
羽根田 ヒサ	学識経験者	
鈴木 昭夫	学識経験者	
鈴木 道代	家庭教育関係者	

## 報告事項 2

### 専決処分の報告について

教育長に対する事務委任規則（平成20年教育委員会規程第2号）第5条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月16日

国見町教育委員会教育長 石幡 良子

### 国見町図書館協議会委員の任命について

国見町図書館設置及び管理条例（令和2年国見町条例第23号）第8条第2項の規定により、国見町図書館協議会委員を下記のとおり任命する。

記

任期：令和7年4月1日～令和9年3月31日

氏名	職名	住所
高野 保夫	福島大学名誉教授	
鈴木 史穂	福島県立図書館資料情報サービス部長	
五十嵐隆之	国見町小中学校長会 会長	
鈴木 道代	国見町社会教育委員	
岡崎 忠昭	福島うちどくネットワーク代表	
齋藤 久美	子ども移動図書館指導員	

### 報告事項 3

#### 専決処分の報告について

教育長に対する事務委任規則（平成20年教育委員会規程第2号）第5条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月16日

国見町教育委員会教育長 石幡 良子

#### 国見町学校運営協議会委員の委嘱について

国見町学校運営協議会規則（平成26年教育委員会規則第1号）第8条第1項の規定により、国見町学校運営協議会委員を下記のとおり委嘱する。

記

任期：令和7年5月15日～令和9年3月31日

氏名	職名	住所
石川 博利	前教育委員	
鈴木 道代	社会教育委員代表	
三木 繁子	地域代表	
鈴木 涼太	//	
松田 昭子	//	
新井 文英	//	
紺野 由美	町PTA連絡協議会長	
斎藤 由紀	国見小学校PTA副会長	
斎藤 仁志	地区代表兼中学校PTA副会長	
三木 彰	くにみ幼稚園PTA会長	

熊阪 恵子	藤田保育所保護者会会長	
原田 武重	体育協会会長	
徳江 勇二	スポーツ少年団指導者代表	
幕田 貴士	商工会青年部常任委員	
石塚 勝美	(株) 東京エンゼル	
鎧水 伸江	藤田保育所所長	
阿部 雅好	くにみ幼稚園園長	
五十嵐隆之	国見小学校校長	
金子 雄樹	県北中学校校長	

報告事項 4

専決処分の報告について

教育長に対する事務委任規則（平成20年教育委員会規程第2号）第5条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので同条第2項の規定により報告する。

令和7年5月16日

国見町教育委員会教育長 石幡 良子

国見町地域学校協働本部運営委員会委員の委嘱について

国見町地域学校協働本部設置要綱（令和3年教育委員会告示第11号）第5条第1項及び第2項の規定により、国見町地域学校協働本部運営委員会委員を下記のとおり委嘱する。

記

任期：令和7年5月15日～令和9年3月31日

氏名	職名	住所
柴田千賀子	仙台大学教授	
鈴木 昭夫	社会教育委員	
五十嵐隆之	国見小学校長	
金子 雄樹	県北中学校長	
酒井 雄人	国見小PTA会長	
紺野 由美	県北中PTA会長	
徳江 勇二	スポーツ少年団指導者代表	
宍戸 浩寿	教育総務課長	
佐藤 智宏	教育施設課長	

令和7年度 国見町公民館事業

# 町民講座 「陶芸教室」(全2回)

## 第1回

### 成形

日 時 6月1日(日)

9時30分～11時30分

場 所 観月台文化センター  
栄養指導室・陶芸室

## 第2回

### 釉薬・本焼

日 時 6月15日(日)

9時30分～11時30分

場 所 観月台文化センター  
栄養指導室・陶芸室



#### 講 師

国見陶芸サークル 会長 奥山 宏 さん  
副会長 花井 忠 さん

#### 対象者

国見町在住または在勤の方（小学生以上で、両日参加可能な方）

#### 定 員

先着20名（小学生は親子2人1組での申込み）

#### 参加費

1,000円（材料費）※第1回(6/1)集金

#### 受付期間

令和7年5月9日(金)～21日(水)

#### 問合せ・申込

国見町観月台文化センター内 国見町生涯学習課  
電話：024-585-2676 FAX：024-585-2707  
メール：shogai@town.kunimi.fukushima.jp

ももたんスポーツクラブ・国見町公民館

# 町民ハイキング

～五色沼自然探勝路～

令和7年6月7日(土)

裏磐梯を代表する五色沼群をめぐるアップダウンが少ないコースです。  
お気軽にご参加ください。

■ 参加料 お一人様 2,500 円

ももたんスポーツクラブ会員 1,500 円

■ 案内人 福島県もりの案内人

【行程】(天候等により前後します。) 小雨決行・雨天中止

8:00	—	9:30	—	9:50	—	11:50	—	12:00
観月台文化セ 集合・出発	裏磐梯ビジタ センター到着 ・準備体操	探勝路 散策開始		散策終了 (各自昼食・入浴・観光)				
13:50	—	14:20	—	14:40	—	16:30		
檜原湖駐車場 集合・出発	道の駅猪苗代 (休憩・お買い物)	道の駅猪苗代 出発		観月台文化センター 到着・解散				

■ 申込み 町内在住または、在勤の方、ももたんスポーツクラブ会員の方

30名 (先着順)

公民館窓口で受け付けます。(電話不可) 申込〆切 5/29(木)

お一人様2名分まで申込み可。参加料を添えてお申し込みください。

主催 国見町公民館  
ももたんスポーツクラブ

お問合せ 教育委員会生涯学習課 文化スポーツ係  
☎585-2676 (観月台文化センター)

音の向こうに、好きがあるかもしれない。

観月台クラシックス  
木管五重奏  
**Quintet H**  
クインテット・アッシュ  
*Concert*



**Program**

久石譲 | 映画「千と千尋の神隠し」より “いつも何度でも”  
ロジャース | サウンド・オブ・ミュージック・セレクション  
モーツアルト | 歌劇「魔笛」序曲  
イベール | 3つの小品 他

※曲目は変更になる場合がございます。

笹岡航太 (クラリネット)  
※今回は濱崎山紀に代わって出演いたします

2025年 **6/21(土)**  
国見町観月台文化センターホール  
開場 13:30 開演 14:00

主催:国見町・国見町教育委員会 制作協力:(一社)日本クラシック音楽事業協会  
助成:(一財)地域創造  
後援:福島民報社 福島民友新聞社 ふくしまFM ラジオ福島

チケット  
全席自由

一般 1,000円  
高校生以下 500円

※前売券が完売の場合、当日券の販売はありません。

プレイガイド・お問合せ先

〒969-1761  
福島県伊達郡国見町大字藤田字観月台15番地  
電話:024-585-2676 FAX:024-585-2707  
国見町観月台文化センター  
(国見町教育委員会生涯学習課)



国見町  
公式LINE



国見町  
観月台文化センター  
ホームページ

# Quintet H (クインテット アッシュ)

2006年結成。活動を呼びかけたクラリネット奏者濱崎、調和を意味するハーモニー、家や故郷を意味するホーム、それぞれの頭文字【H】をフランス語読みにし命名。

2012年には東京文化会館において第1回演奏会を開催。日本各地でアウトリーチやコンサートを重ね、地域に密着した音楽活動を開催している。

これまでに『HUMORESKE』『Pulcinella』『Ma mere l'Oye』の3枚のアルバムをリリース。メンバーそれぞれが多彩な音楽経験を持ち寄り紡ぎ出す音楽は、日本を代表する木管五重奏団として注目を集めている。

## Program

W.A.モーツアルト:歌劇「魔笛」序曲

楽器紹介のコーナー

石川亮太編曲:山の音樂家じゅんばん協奏曲

イペール:3つの小品

休憩

久石譲:映画「千と千尋の神隠し」より“いつも何度でも”

久石譲:映画「となりのトトロ」より“テーマ”

久石譲:映画「天空の城ラピュタ」より“君をのせて”

ジョプリン:エンターテイナー

しろたにたかし編曲:日本の歌

ロジャース:サウンド・オブ・ミュージック・セレクション

※ 曲目は変更になる場合がございます。

宮崎由美香(フルート)

東京藝術大学首席卒業。同大学院修了。在学中、アカンサス音楽賞を受賞。NTTドコモより奨学金を授与される。NHK交響楽団アカデミー生として研鑽を積む。第15回日本木管コンクール第2位、第12回日本フルート・コンヴェンション・コンクール第2位、第23回日本管打楽器コンクール第2位。宮崎国際音楽祭、軽井沢国際音楽祭等に参加。現在、尚美ミュージックカレッジ非常勤講師。

石川 晃(ファゴット)

東京藝術大学卒業。第15回日本管打楽器コンクール第3位。

2006年、文化庁新進芸術家海外留学制度派遣研修員として北ドイツのリューベック音楽大学に留学。サイトウ・キネン・フェスティバル松本、宮崎国際音楽祭等に参加。現在、新日本フィルハーモニー交響楽団ファゴット奏者。ARCUS、ファゴットアンサンブル・ドルチッシモ、地域舞台創造I'Msの各メンバー。洗足学園音楽大学非常勤講師。

最上峰行(オーボエ)

桐朋学園大学音楽学部中退。第69回日本音楽コンクール・オーボエ部門第3位。小澤征爾音楽塾、サイトウ・キネン・オーケストラ、宮崎国際音楽祭、ヤングプラハ国際音楽祭等に参加。ソリストとしてプラハ国立劇場管弦楽団、セントラル愛知交響楽団等と共に演奏。現在、東京交響楽団オーボエ&イングリッシュホルン奏者。ARCUS、エロイカ木管五重奏団の各メンバー。桐朋学園大学音楽学部、東海大学教養学部の非常勤講師。

猪俣和也(ホルン)

国立音楽大学卒業。在学中、学内オーディション合格。卒業後、桐朋学園大学嘱託演奏員を務める。第4回コンセール・マロニエ21金管楽器部門審査委員賞、第5回宮日音楽コンクール優秀賞を受賞。小澤征爾音楽塾、東京のオペラの森、帝国劇場や宝塚のミュージカル等に参加。現在、名古屋ファイルハーモニー交響楽団ホルン奏者。名古屋芸術大学非常勤講師。

笹岡航太(クラリネット)※エキストラメンバー

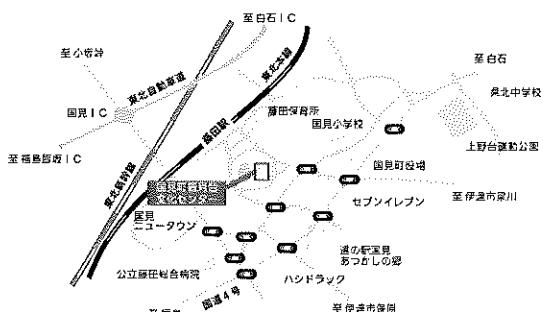
東京藝術大学音楽学部卒業。同大学別科を経て、同大学大学院を修了。これまでにクラリネットを山崎盾之、藤井一男、亀井良信、三界秀実、山本正治の各氏に師事。現在ソロ、室内楽の演奏や吹奏楽、オーケストラへの客演など多岐に渡り活動しているほか、後進への指導にも取り組んでいる。東京セレーノ・バスクラリネットアンサンブル【木炭】メンバー。

## 国見町観月台文化センター (国見町教育委員会生涯学習課)

〒969-1761

福島県伊達郡国見町大字藤田字観月台15番地

電話:024-585-2676 FAX:024-585-2707



令和7年度 国見町図書館事業

## 大人の文学講座

# 漂泊の詩人 — 石川啄木 —

- 第1回 6月18日(水)  
「 北海道(一) 函館 明治40年5月～9月 」
- 第2回 7月9日(水)  
「 北海道(二) 札幌、小樽 明治40年9月～12月 」
- 第3回 8月20日(水)  
「 北海道(三) 鉾路 明治41年1月～5月 」

講 師 高野 保夫先生

(福島大学 名誉教授)

会 場 観月台文化センター 大研修室

時 間 午後1時30分～午後3時

対 象 国見町内在住または在勤の方

定 員 1講座30名程度



### 【お問合せ・申込方法】

5月26日(月)～6月9日(月)まで

窓口・電話・FAX・メールにて

生涯学習課(観月台文化センター内)へ申込みください

電話: 024-585-2676 FAX: 024-585-2707

メール: shogai@town.kunimi.fukushima.jp



## 国見町教育ビジョン 2021 改訂について

### 1 改訂の背景と目的

「国見町教育ビジョン 2021」は、町の教育振興基本計画及び国見町教育大綱として、令和 3 年度～令和 12 年度（2021～2030）を計画期間に制定しました。

令和 7 年度はその中間見直しの年にあたり、時代の進展や国の第 4 期教育振興基本計画(令和 5 年)、第 7 次福島県総合教育計画(令和 3 年)を踏まえ、以下の観点から全面改訂を行います。

- ・国や県の政策動向や地域課題への適応
- ・新たな教育視点（探究学習、グローバル化、多文化共生、ジェンダー等）への対応
- ・教育現場・町民の声を反映した実効性の高い計画への見直し

### 2 改訂の方向性（概要）

- ・現行の理念・方向性を活かしつつ、構成を簡素化・再編
- ・地域と共に育つ子ども像の見直し
- ・重点施策の現代化（例：キャリア教育、学びの多様性への対応など）

### 3 アンケート実施について（内諾希望）

改訂に先立ち、以下の 5 つの対象に対してアンケートを実施し、地域・現場の声を反映します。

対象	主な内容	配布方法
小学 5・6 年生	やさしい表現で学校や学びに関するこ	学校で配布・回収
中学生（2・3 年）	教育に対する意識	同上
保護者	子の教育に対する思い	学校経由など
教職員・教育関係者	現場課題と改善提案	校長会等を通じて
一般町民	教育全般に関する意見	郵送、無作為抽出

#### 4 今後の予定（見込み）

時期	内容
5～6月	アンケート実施
7月	検討委員会への諮問（教育委員会⇒検討委員会） 第1回検討委員会
8月	懇談会・ワークショップ <sup>°</sup>
11月	パブリックコメント
3月	教育委員会への答申（検討委員会⇒教育委員会） 教育委員会での承認

※ 進捗については、定例会において都度報告。

【研修会】

7東北六県連第  
令和7年 5月 号  
日

各県連会長様

令和7年度開催県  
福島県市町村教育委員会連絡協議会  
会長 渡邊 慎太郎

令和7年度東北六県市町村教育委員会連合会教育委員・教育長研修会の開催  
について（依頼）

新緑の候、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、標記研修会につきまして、下記のとおり開催することいたしました。

つきましては、多くの教育委員・教育長の皆様に御参加いただきたく存じますので、御多用のところ恐縮でございますが、貴県連の各市町村への周知につきまして、よろしくお願ひ申し上げます。

記

1 目的

東北六県の各市町村教育委員の資質の向上と教育委員会の運営の活性化を図り、活力に満ちた教育行政の推進に資する。

2 主催

東北六県市町村教育委員会連合会  
福島県市町村教育委員会連絡協議会

3 対象

東北六県市町村教育委員会の教育委員及び教育長

4 日時

令和7年7月11日（金）  
9:00～ 受付  
9:30～10:00 開会式  
10:10～12:10 研修（講演Ⅰ・Ⅱ）  
12:15～12:30 閉会式

5 会場

いわき芸術文化交流館（いわきアリオス） 「アルパイン大ホール」

〒970-8026 いわき市平字三崎1番地の6

TEL：0246-22-8111

※ 会場専用の駐車場はありませんので、近隣の公共施設共用の駐車場をご利用ください。詳しくは駐車場案内図を参照してください。共用の駐車場が満車の場合は、恐れ入りますが有料の駐車場に駐車いただくことになります。

## 6 研修

### (1) 講演I (10:10 ~ 11:10)

演題：「東日本大震災からの復興と創生」(仮)

講師：東日本大震災・原子力災害伝承館 上級研究員

東京大学大学院情報学環准教授 開沼 博 氏

### (2) 講演II (11:20 ~ 12:10)

演題：「東日本大震災と大熊町の教育行政」(仮)

講師：元大熊町教育委員会教育長 武内 敏英 氏

## 7 参加負担金

一人 1,000 円

## 8 参加・宿泊申込み

(1) 参加申込みは5月30日(金)まで「株式会社日本旅行東北福島支店」の予約サイトにてお願いいたします。また、参加負担金は6月27日(金)までに「株式会社日本旅行東北福島支店」にお振り込みいただくことになります。振り込み後は参加負担金の返還はできませんので、変更等がないことを確認してからお振り込みをお願いいたします。

なお、詳しくは別添の「7年度東北六県市町村教育委員会連合会教育委員・教育長研修会参加・宿泊申込のご案内」を御覧ください。

(2) すでに「7東北六県連第1号」により出席報告をいただいている各県連役員につきましても、改めて所属の教育委員会から申込み願います。

(3) 市町村教育委員会ごとの申込みになりますので、各県連で参加者を取りまとめる必要はありません。後日参加者名簿の確認依頼をさせていただきます。

(4) 申込み受付及び負担金・宿泊費の請求等につきましては、全て「株式会社日本旅行東北福島支店」が行います。

## 9 お問い合わせ先

### (1) 研修会関係

福島県市町村教育委員会連絡協議会事務局(福島市教育委員会教育総務課内) 担当：高橋政広

〒960-8601 福島県福島市五老内町3番1号

TEL: 024-525-2361 (福島県連直通) FAX: 024-528-2481 (福島市教育委員会)

E-mail: takahashi.masahiro-02@fcs.ed.jp

### (2) 参加申込・宿泊申込関係

株式会社日本旅行東北福島支店 担当：佐藤義照、小栗寛子

〒960-8035 福島県福島市本町5番8号 TEL: 024-522-6163 FAX: 024-522-3168

E-mail: ntfks\_taikai@nta.co.jp

## 【視察研修】

7地教委連第 号  
令和7年5月 日

東北六県各県連会長様

福島県市町村教育委員会連絡協議会  
会長 渡邊 慎太郎  
(公印省略)

### 視察研修会のご案内

新緑の候、ますます御盛栄のこととお喜び申し上げます。

令和7年度東北六県市町村教育委員会連合会教育委員・教育長研修会がいわき市において開催されることに併せて視察研修会を実施しますので、御案内いたします。

#### 記

##### 1 日時

令和7年7月10日（木）午後 ※視察時間は下記のとおり。

##### 2 施設名

###### (1) 東日本大震災・原子力災害伝承館

【施設概要】地震、津波、原発事故の被害を伝える資料約200点を展示しています。津波で押しつぶされた消防車や事故を起こした原発の精巧なジオラマ、原子力災害の過酷な避難を伝える展示などがあり、未曾有の複合災害に理解を深めることができます。また、震災を経験した語り部の生の声を聞くことができます。

【住所】 福島県双葉郡双葉町大字中野字高田39番地 【電話】 0240-23-4402

【HP】 <https://www.fipo.or.jp/lore/>

###### ア 視察時間及び人数

14:00～16:00 40名

###### イ 費用

約2,000円/人（語り部コース）

###### ウ 施設への移動手段

・電車の場合は、常磐線双葉駅下車、JR双葉駅からマイクロバスを用意いたします。発車時刻等は参加希望がまとまってからお知らせいたします。

・自動車の場合は、常磐自動車道双葉ICから12分 ※施設駐車場あり（無料）

###### エ その他

・各自、施設入口集合となります。双葉町教育委員会の担当者が案内いたします。

・料金は参加人数によって変わりますので、後日正確な金額をお知らせいたします。視察当日は教育委員会ごとに料金をまとめ現地の担当者にお渡しください。

・参加希望が少ない場合は団体での研修を取りやめ、見学希望者による自由見学に切り替えます。その場合は入館料の600円のみになります。各自施設にお支払いください。

###### (2) 東京電力廃炉資料館

【施設概要】福島第一原子力発電所事故の事実と廃炉事業の現状等を確認することができます。

【住所】 福島県双葉郡富岡町中央三丁目58番地 【電話】 0120-502-957

【HP】 [https://www.tepco.co.jp/fukushima\\_hq/decommissioning\\_ac/](https://www.tepco.co.jp/fukushima_hq/decommissioning_ac/)

###### ア 視察時間及び人数

14:45～15:45 40名

###### イ 費用

無料

ウ 施設への移動手段

- ・自動車の場合 常磐自動車道富岡ICより約15分 ※施設駐車場あり（無料）
- ・電車の場合 JR富岡駅より徒歩約15分

エ その他

- ・各自、施設集合となります。
- ・当日は1階の放射線情報・コミュニケーションスペースにお集まりください。時間になりましたら施設の担当者が案内いたします。

(3) いわき市体験型経済教育施設 Elem 及びいわき市立美術館

【施設概要】 Elem では、協賛企業の協力をいただき、小学5年生と中学2年生が、施設に再現した「街」の中で「社会のしくみや経済の働き」を体験学習しています。

いわき市立美術館の常設展では「日本近代美術の開拓者たち－特集谷川俊太郎といわき－」を企画展では「日本の巨大ロボット群像－巨大ロボットアニメ、そのデザインと映像表現－」を展示しています。詳しい内容はHPを御確認ください。

【住所】 Elem : 福島県いわき市平堂根町4番地の8 【電話】 0246-84-8780

美術館 : 福島県いわき市平堂根町4番地の4 【電話】 0246-25-1111

【HP】 Elem : <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1450929051695/index.html>

美術館 : <https://www.city.iwaki.lg.jp/www/genre/1444022369394/index.html>

ア 観察時間及び人数

14:00～15:30 25名

イ 費用

いわき市立美術館 常設展のみの観覧料220円/人 企画展1,200円/人（常設展を含む）

ウ 施設への移動手段

- ・自動車の場合 常磐自動車道いわき中央ICより15分 駐車場はHPで確認ください。
- ・電車の場合 JRいわき駅より徒歩12分

エ その他

- ・各自、Elem集合となります。施設の担当者が案内いたします。
- ・当日はElemでの説明後に美術館に案内いたします。美術館では各自観覧料を支払い、自由に観覧してください。

3 申込期限等

- ・人数の都合上、申込は、(1)～(3)いずれかの施設でお願いします。なお、第2希望があれば記載していただいて構いません。
- ・5月30日（金）まで、別添「視察研修申込書」に記載し、市町村教育委員会単位で、下記あて申込（送信）ください。  
＜申込（送信）先＞ [takahashi.masahiro-02@fcs.ed.jp](mailto:takahashi.masahiro-02@fcs.ed.jp)  
※メールの件名は「【市町村名】視察研修申込」としてください。  
(例) 福島市教育委員会の場合、件名は「【福島市】視察研修申込」となります。

4 その他

- ・申込後、6月23日（月）までに、福島県連事務局から決定事項をメールでお知らせします。通知がない場合は、恐れ入りますが、下記までお問合せください。
- ・(1)～(3)の施設とも、先着順に受付をさせていただきます。定員に達した場合は、お断りをさせていただく場合があります。

【担当】

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市教育委員会教育総務課内

福島県市町村教育委員会連絡協議会 事務長 高橋政広

電話：024-525-2361 直通

メール：[takahashi.masahiro-02@fcs.ed.jp](mailto:takahashi.masahiro-02@fcs.ed.jp)